

(広報資料)

平成17年5月9日

都 市 計 画 局  
〔担当 都市景観部景観企画課〕  
電話 2 2 2 - 3 3 9 7〕

### 財団法人京都市景観・まちづくりセンターの景観整備機構指定について

京都市では、京都市市街地景観整備条例等による景観施策の推進に努めてきましたが、平成16年12月の景観法の施行を受け、良好な景観形成に向けた取組をさらに進めるため、この度、財団法人京都市景観・まちづくりセンターを、全国初となる景観法第92条第1項の規定に基づく景観整備機構に指定しましたので、お知らせします。

景観整備機構に指定した法人の概要は以下のとおりです。

#### 1 指定法人の名称，連絡先

名 称 財団法人京都市景観・まちづくりセンター  
連絡先 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1  
京都市景観・まちづくりセンター内  
電話 354 - 8701

#### 2 指定日

平成17年5月9日(月)

#### 3 指定法人の概要

市民と行政のパートナーシップによる地域づくりを目指し、市民、企業、行政の主體的な取組と協働を推進するための各種事業を行い、景観の保全・創造、質の高い住環境の形成など京都の都市特性の更なる伸長に寄与することを目的として、平成9年に設立。

#### 4 景観整備機構として行う業務

良好な景観の形成に関する専門家の派遣，情報提供，相談その他の援助  
(専門家派遣業務)

- ・ 地区計画の策定や建築協定・景観協定の締結等を目指す活動等，地域住民によ

る主体的な景観・まちづくり活動に対する専門家の派遣（まちづくり活動支援事業）等

（情報提供業務）

- ・ 地域の主体的な景観・まちづくり活動や京町家の保全・再生・活用等に関する各種セミナーの開催（景観・まちづくり大学事業）
- ・ ニュースレター，ホームページ等を活用した広報 等

（相談業務）

- ・ 地域住民，京町家の所有者・居住者等が景観・まちづくり活動を行う上で必要な助言，情報提供，専門家のコーディネート等の相談（まちづくり相談事業，京町家なんでも相談事業） 等

（その他の援助業務）

- ・ 景観・まちづくり活動を継続的に行う地域住民の団体（協議会）の活動に対する助成金の交付 等

管理協定に基づく景観重要建造物の管理

景観重要建造物に指定された建造物について，所有者と管理協定を締結し，建造物の管理（景観重要建造物の管理・活用事業）

良好な景観の形成に関する調査研究

地域における景観・まちづくり活動の促進，京町家等の既存ストックの保全・再生・活用，京都らしい景観創出等の調査研究

良好な景観の形成を促進するために必要な業務

良好な景観形成を促すための市民啓発（景観・まちづくりシンポジウム事業，景観・まちづくりコンクール事業 等）

（参考）

景観整備機構とは，良好な景観の形成の推進を図るための業務を行う公益法人又は特定非営利活動法人で，景観行政団体の長（京都市長）が指定します。

景観法（抜粋）

第九十二条 景観行政団体の長は，民法第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって，次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを，その申請により，景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2（以下略）